

6 基盤となる共通項目

現状と課題

パートナーシップ

今日のような環境問題の要因は、事業活動によるものだけではなく、市民の日常生活に起因するものへと広がってきており、従来のような行政主導の規制的対応だけで解決することが困難になっています。今後の環境対策においては、市民・市民団体・事業者・市が協力体制を組み、速やかな対応をしていく必要があります。とりわけ、豊かな自然に恵まれた青梅にあっては、自然との共生を目指し、あらゆる立場からの自発的な協力体制のネットワークが必要です。そのため、青梅市は「環境のまち宣言」を行い、環境保全に取り組んでいきます。

環境学習・環境教育

自然環境を守り、より環境負荷の少ない新しいライフスタイルと循環型社会を創造するためには、まず子どもからお年寄りまですべての市民が自らその担い手であることを認識することから始まります。地域の豊かな自然の生態系、青梅の歴史や文化を学ぶことを通して、そうした自然のしくみなくしては私たちのくらしは成り立たないと知ることが大切です。

私たちの日々のくらしや事業活動が環境にどのような影響を及ぼすかをきちんと捉え、より良い環境を作り守るための取組を確実に次世代に伝えていく。これらのビジョンを持って、具体的な環境教育・環境学習のプログラムを計画・実施・推進していくことが、今後、ますます大切になっていきます。

平成15年には、いわゆる環境教育推進法が、施行されました。今後は、この法律にもとづき、どう効果的に運用するか、あらゆる立場での環境教育・環境学習の充実を図って行くことが最も重要な課題となります。

取組内容

基本方針（１）「環境のまち宣言」への取組

取組の方向性 ア「環境のまち宣言」の推進

環境のまち宣言に向け、市民、市民団体、市、事業者など幅広い参加のもと、内容を検討し、宣言を行う取組を行っていきます。

具体的施策１ 「環境のまち宣言」への取組

市民・市民団体・市・事業者が協働して、青梅市が環境にやさしいまちとなるよう、「環境のまち宣言」を行う取組を行っていきます。

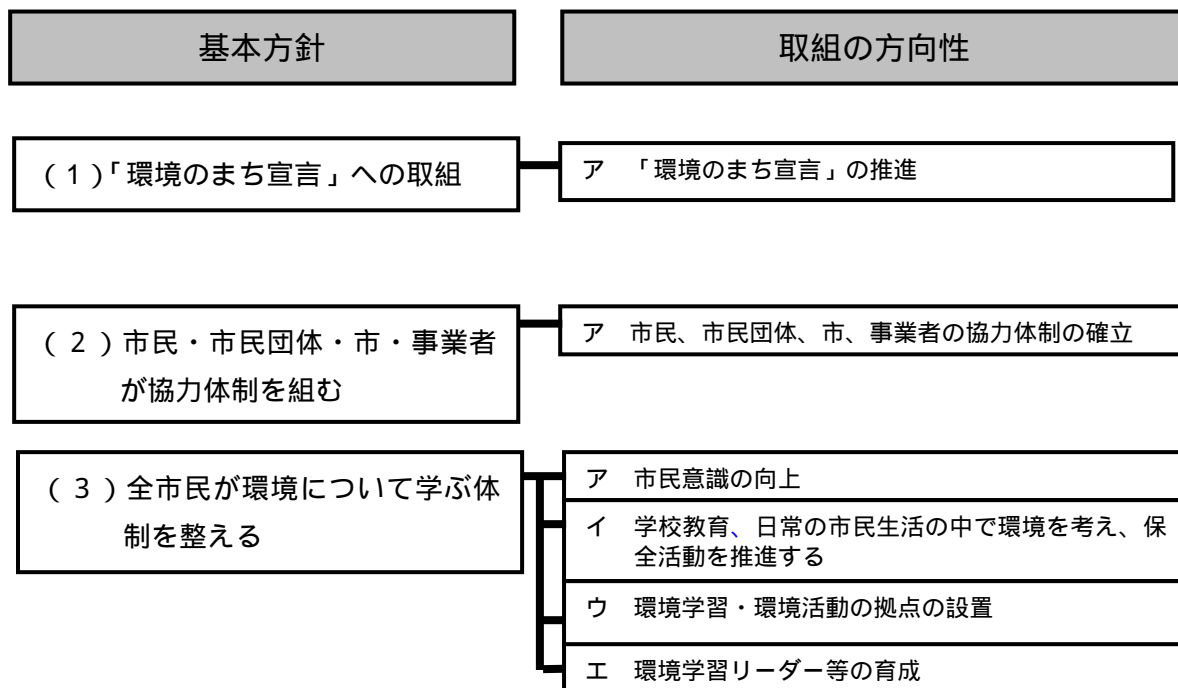


主体別取組

市民	「環境のまち宣言」の宣言内容を検討します。
市民団体	「環境のまち宣言」の宣言内容を検討します。
市	「環境のまち宣言」の宣言内容を市民・市民団体・事業者と協働して検討します。
事業者	「環境のまち宣言」の宣言内容を検討します。

取組の枠組み

基本方針は大きく、環境のまち宣言、パートナーシップと環境教育の3つに分けています。これらの取組は、緑、水、大気、ごみ・資源、くらしの各環境テーマの取組を実際に広めていくために共通する手段として示しています。



基本方針（２）市民・市民団体・市・事業者が協力体制を組む

取組の方向性 ア 市民、市民団体、市、事業者の協力体制の確立

今日の環境問題は、市民一人ひとりの日常生活の中で発生するものから市の範囲を超え、広域的に発生するものまで非常に多種多様です。また、その解決に高度の専門的知識が要求されるものも少なくありません。市民・市民団体・市・事業者の協力、広範囲のネットワークとともに大学等学術機関との連携体制の充実も必要です。

具体的施策２ 市民、市民団体、市、事業者の協力体制の確立

環境に関して、各主体間の協力体制を確立します。



具体的施策３ 大学など学術機関との連携による環境づくり

市民・市民団体・事業者が大学等の学術研究機関と連携し、環境施策の推進を図ります。

主体別取組

市民	積極的に環境保全活動に参加・協力します。 市民全体の環境保全推進組織等の設置に取り組みます。
市民団体	環境保全活動や環境教育など個人ではできない活動を担う組織として、市や事業者と協働して幅広く活動します。 水源をはじめとする広域の自然環境を保全するために、他市とのネットワークを活用し、相互の協力のもとに環境活動を行います。 自治会の身近な環境問題に取り組む活動をさらに活性化させます。また、それぞれの地域特性に応じた活動の充実を図ります。
市	市民参加型の環境行政を推進します。 関連する全ての部署が連携して環境対策にあたります。 自治会など市民団体と常に連携を図ります。 市民・市民団体および事業者の協働を積極的に支援するため、協力体制をとります。 市民や市民団体からの意見・要望などを尊重し、市政に活かすよう努力します。 市民、市民団体とともに、大学等の学術研究機関との連携を働きかけ、環境施策を推進していきます。
事業者	それぞれの事業活動の中で、できる限り環境負荷の少ない対策をとり、環境に関する情報開示を行います。 常に周辺住民や地域の環境に配慮し、日頃から交流や意見交換を実施します。

基本方針（3）全市民が環境について学ぶ体制を整える

取組の方向性 ア 市民意識の向上

青梅には美しい溪流や山林とともに親しみのある身近な河川や森があります。私たちは、このような豊かな自然にふれ体験することから環境保全の大切さを知ります。また地域の豊かな自然の生態系を知り、そのしくみを学ぶことにより、地球全体の環境を大切にする心を育てることも重要です。環境に配慮したライフスタイルと循環型社会をつくるためには、子どもからお年寄りまですべての市民が、自らその担い手であるという意識を持ち、行動します。

具体的施策4 青梅の自然の学習と保全

豊かな青梅の森林地帯や河川の周辺など、すばらしい自然環境を広く市民が再認識し、自然を楽しみ、自然から学ぶ場として大切にします。

具体的施策5 環境問題の現状調査と結果の公表

環境問題の現状を調査し、情報公開を行います。

具体的施策6 ごみ問題の認識

環境問題の中でも特に緊急課題となっている、ごみの減量や分別・資源回収、不法投棄や不適切な焼却の禁止など全市民に周知します。

具体的施策7 省エネルギーの学習

循環型社会の形成に向け、省エネルギーに取り組み、常に環境負荷の少ない消費生活をおくるための学習を進めます。

具体的施策8 公共施設などでの環境先進的な設備の導入

市庁舎をはじめ、市の公共施設で率先して環境配慮型の設備や新エネルギー利用のシステムを導入し、広く市民にPRします。

主体別取組

市民	自然の中で遊び、学び、より親しむことによって、青梅の環境への認識を深め、この環境をみんなで大切に守る心を育てます。 環境の調査に協力し、環境情報に関心を持ち、現状の把握に努めます。 地球規模の環境問題にも関心を持ち、次世代まで見据えた広い視野で行動します。
市民団体	地元をフィールドとしたハイキングや自然観察会を通して、市民の環境意識の向上に努めます。 グループや地域団体が環境問題の現状を把握し、できることからその解決に取り組みます。
市	様々な環境学習を実施します。 環境を調査して市民に情報公開し、問題があればすみやかに解決策を検討します。 ごみに関する情報を繰り返し広報し、周知徹底を図ります。 環境負荷の少ない消費活動ができるよう、学習会を催したり、わかりやすいパンフレットをつくります。 公共施設などで、率先して環境配慮型の設備や新エネルギー利用のシステムを導入し、広く市民にアピールします。 環境意識向上のために、庁内で率先して環境学習に取り組み、各部署間での連携を強化します。 環境学習のフィールドを確保します。
事業者	市内の環境調査等に協力します。 事業者組織で率先して、ごみの減量・分別・回収、焼却や不法投棄の禁止を周知します。 常に環境負荷の少ない事業活動が出来るよう、情報収集や学習活動に努めます。
滞在者	観光やレジャーなどで、環境学習の企画や保全活動に、参加・協力します。 観光やレジャーで出たごみを、市のルールに従って処理します。

取組の方向性 イ 学校教育、日常の市民生活の中で環境を考え、保全活動を推進する

学校や日常の市民生活の中で、環境を考え保全していくことを推進するような、環境教育・環境学習プログラムをつくります。



具体的施策 9 環境教育・環境学習の充実

子どもからお年寄りまで、学校や生涯学習で環境教育の授業や講座を幅広く行います。

具体的施策 10 環境学習プログラムの充実

環境学習リーダー、行政の担当者、専門家や関連の事業者とも協力し、幅広い環境学習プログラムの充実を図ります。

主体別取組

市民	家庭や地域で子どものころから環境に関心を持ち、環境美化や保全活動などのプログラムに積極的に参加します。 市民の技能や知識を活かして、学校教育に協力します。 身近な家庭内のことから地球規模の問題まで関心を持ち、プログラムづくりに協力します。
市民団体	学校等教育機関と協働して環境学習を企画したり、地域の特色を活かしたフィールドワークなどに参加・協力します。 市や事業者等と協働し、幅広い環境学習プログラムの実施に努めます。
市	学校教育や生涯学習における環境学習を推進します。 市民や事業者等と協働し、青梅市内の問題から地球規模の現状と課題をふまえた、幅広い環境学習プログラムの実施に努めます。 青梅の自然環境の特徴、歴史や文化を活かした学習プログラムをつくります。 職員研修により、環境学習に力を入れます。
事業者	市民や市と協働して、幅広い環境学習プログラムの実施に努めます。 見学会やフィールドワークなど、環境学習に協力します。
滞在者	青梅の自然を大切にすると同時に、歴史や文化も大切にします。

取組の方向性 ウ 環境学習・環境活動の拠点の設置

市民が誰でもいつでも環境に関して学べる場、地域の環境活動の拠点の設置を検討します。

具体的施策 11 環境活動センターなどの設置

環境学習や環境活動に関する情報の収集・発信などを行う環境活動センター・拠点の設置に取り組みます。

主体別取組

市民	楽しみながら環境学習に参加します。
市民団体	環境に関するボランティア活動の情報を提供します。 環境学習の拠点の管理・運営に協力します。
市	環境学習や環境ボランティア活動に関する情報を収集し、情報提供をするようにします。 市民や市民団体と協力して、環境学習拠点や野外の活動拠点づくりに取り組みます。 木材を活かすなど、青梅独自の教材作りに取り組みます。
事業者	環境学習や活動拠点づくりに積極的に支援・協力します。 環境調査のデータや資料づくり、教材づくりに協力します。

取組の方向性 Ⅱ 環境学習リーダー等の育成

地域の特性を生かした環境学習を進めるために、環境学習リーダー等を育成します。

具体的施策 12 環境学習リーダー等の育成

地域特性を生かした環境学習を進めるため、環境学習の段階と役割に応じた環境学習リーダーを育成します。

主体別取組

市民	リーダー講座などに積極的に参加し、市民自らが身近な環境学習に取り組み、学び合う気持ちを育てます。
市民団体	市民団体で環境学習に継続的に取り組んだり、地域や世代に応じたリーダー育成に取り組みます。 地域の特性を活かした環境保全活動や、ごみ収集・資源回収などの取組に協力します。
市	学習リーダー講座を催して、市民らに呼びかけ、環境学習の担い手として育てます。 環境保全や環境改善活動に、リーダー等とのパートナーシップを図ります。
事業者	事業者の技能などを活かし、リーダー育成に協力します。 地域の環境保全活動に、事業者としての技能や組織を活かし、協力・支援します。